

インターネットでの情報提供資料
平成27年 5月 1日

所 属	大垣市総務部課税課
担 当	課長：田中、主幹：伊藤、係：高橋
連絡先	81-4111（内線343）

平成27年度鉍産税（平成27年3月掘採分/平成27年4月申告納付分）について

- 鉍産税は、鉍物の掘採の事業に対して課される税金です。鉍物は、石灰石など40種類です。
- また、鉍産税は、本市の一般会計歳入予算（平成27年度当初予算：598億9,000万円）の43.8%を占める市税（平成27年度当初予算：262億4,000万円）の一つであり、大変貴重な財源となっています。
- このたび、地方税法第522条及び大垣市税条例第87条の規定に基づき、平成27年度の鉍産税（平成27年3月掘採分）の申告納付を受けました。

1. 平成27年度鉍産税（平成27年3月掘採分/平成27年4月申告納付分）

（1）納税義務者数及び課税額

納税義務者数（法人）	算出量（t）	課税標準額（円）	課税額（円）
8	113,803	22,758,000	213,100

（2）納 期

平成27年4月15日～平成27年4月30日

2. 平成27年度鉍産税（課税累計額）

申告納付年月	平成27年度		平成26年度	課税累計額 前年度比 （%）
	税 額 （円）	課税累計額 （円）	課税累計額 （円）	
平成27年 4月	213,100	213,100	304,400	△29.99

3. 参考（鉱産税の概要）

（1）課税の対象

鉱物の掘採の事業

（2）納税義務者

鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

（3）課税標準額

鉱物の価格

（4）税 率

1%（月産200万円以下の場合は0.7%）

（5）申告納付

毎月1日から末日までの間に掘採した鉱物の数量、課税標準額及び税額等を記載した申告書を翌月15日から月末までに提出するとともに、申告書に記載した税額を納付。